

松戸市建設工事週休2日制モデル工事試行実施要領

(目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組みが求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組みとして、週休2日制モデル工事（以下、「モデル工事」という。）を試行するものである。この要領は、モデル工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 休日とは、土・日曜日、祝日、降雨等により現場閉所した日をいう。

2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、当該工事現場及び現場事務所を閉所することをいう。

3 対象期間とは、工事着工日から工事完成日までをいう。

ただし、夏期休暇（3日間）及び年末年始休暇（6日間）、資材の搬入又は仮設工事等は開始されるまでの期間、工事の全部の施工を一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間、現場作業が完了し書類整理等のみが行われている期間のほか、監督職員と協議し定めた期間は含まない。

4 現場閉所率（％）とは、（対象期間のうち休日日数／対象期間の日数）×100とする。

(工期及び施工時期の設定)

第3条 モデル工事の工期は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日（第1次改定：平成30年7月2日）建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議）に掲げる当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件等を考慮し、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間、等を積上げて設定すること。

(発注方式及び試行対象工事)

第4条 モデル工事の発注方式は、「平成30年度 週休2日制モデル工事の概要」（平成30年3月30日 関東地方整備局企画部技術管理課）に掲げる「発注型指定方式」または「受注型希望方式」のいずれかによる方式を基本とする。

2 発注者指定方式とは、発注者が、週休2日に取組むことを指定する方式である。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、発注者指定方式の対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事

3 受注者希望方式とは、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議したうえで取り組む方式である。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、受注者希望方式の対象外とすることができる。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

4 工事単位における発注方式は、あらかじめ市の選定したものとする。

(積算方法等)

第5条 モデル工事の積算方法等は次に掲げるものとする。

(1) 発注者指定方式

当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

- ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 1.06

(2) 受注者希望方式

現場の閉所状況に応じ、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて契約変更を行うものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

① 4週8休以上(週休2日)

- ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費 1.04 ・現場管理費 1.06

② 4週7休以上8休未満(現場閉所率25%(7/28日)以上28.5%未満)

- ・労務費 1.03 ・機械経費(賃料) 1.03
- ・共通仮設費 1.03 ・現場管理費 1.04

③ 4週6休以上7休未満(現場閉所率21.4%(6/28日)以上25%未満)

- ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01
- ・共通仮設費 1.02 ・現場管理費 1.03

2 機械設備工事については、上記によらない。

(実施方法)

第6条 発注者は、特記仕様書にモデル工事である旨を特記仕様書記載例(別紙1)のとおり記載すること。

2 地元協議等により、やむを得ず土・日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇に作業を行う場合は、作業の前後2週間以内に振替の休日を設けること。

3 受注者は、休日の振替を行う場合は、工事打合簿により、事前に監督職員と協議すること。

4 降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合については、現場閉所日数に含める

ことができる。若しくは振替として休日作業を認めるものとする。

- 5 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような受注者の責によらない場合は、適正に工期の変更を行うこと。
 - (1) 工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
 - (3) 一時中止により全体工程に影響が生じた場合
 - (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
 - (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
- 6 土・日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇に災害等緊急時の対応をした場合は、これを休日作業とはしない。
- 7 受注者は、毎月の工事履行報告書と併せて、週休2日制モデル工事チェックリスト(別紙2)を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、休工日を確認できる書類(作業日報等)を監督職員に提示すること。
- 8 週休2日制達成とは、現場閉所率が28.5%以上の水準に達している状態とする。

(成績評定)

- 第7条 週休2日制を達成できた場合は、完了検査時の工事成績評定における「工程管理」及び「創意工夫」を加点評価するものとする。
- 2 発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
 - 3 受注者希望方式においては、週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点は行わない。

(アンケート調査)

- 第8条 発注者は、必要に応じて当該モデル工事に関するアンケートを実施することができる。その場合、受注者は監督職員が指定した期日までに提出すること。

(その他)

- 第9条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、契約課及び技術管理課と協議すること。

附 則

この要領は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

現場閉所率の算定例

【工期 6月1日～2月28日 の場合】

・・・6月1日から2月28日 → 273日間

○準備期間	30日 (※)	} これらを対象外とする。
○書類整理、後片付け期間	20日 (※)	
○夏期休暇	3日	
○年未年始休暇	6日	

(※ 実際の作業開始日、作業完了日を用いて算定すること。)

$$\text{対象期間} = 273 - (30 + 20 + 3 + 6) = 214 \text{日}$$

$$\text{現場閉所率} = (61 \div 214) \times 100 \div 28.5\% \Rightarrow \underline{\text{「週休2日達成」}}$$

休日：土・日曜日、祝日、降雨等で現場閉所した日
⇒61日の場合

特記仕様書 記載例

(週休 2 日制モデル工事)

第〇〇条 本工事は、「松戸市建設工事週休 2 日制モデル工事試行要領」に基づく週休 2 日制モデル工事である。

- 2 対象期間において、週休 2 日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、工事成績評定の加点対象とする。
- 3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、当該工事現場及び現場事務所を閉所することをいう。
- 4 対象期間は、着工日から工事完成日までの期間とする。ただし、夏期休暇（3 日）及び年末年始休暇（6 日）、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間、工事の全部の施工を一時中止している期間、工場製作のみを実施している期間、現場作業が完了し書類整理等のみが行われている期間のほか、監督職員と協議し定めた期間は対象外とする。
- 5 週休 2 日相当とは、現場閉所率（休日日数の割合）が 28.5%以上の水準に達している状態とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所が生じた場合についても現場閉所日数に含めることができるものとする。
- 6 現場閉所日数の算定は、次式のとおりとする。
$$\text{現場閉所率 (\%)} = (\text{対象期間のうち休日日数} / \text{対象期間の日数}) \times 100$$
- 7 道路使用許可条件、地元協議等によりやむを得ず土・日曜日、祝日に作業する場合は、作業の前後 2 週間以内に振替の休日を設けることとし、事前に工事打合簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」「振替日」を記載し協議すること。
- 8 休日取得状況確認のため、毎月の工事履行報告書の提出に合わせて「週休 2 日制モデル工事チェックリスト」（別紙）を提出すること。また、チェックリストの確認用に、休工日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。
- 9 週休 2 日制が達成できなかった場合も、工事成績評定点の減点等はしない。
- 10 受注者は、発注者からの週休 2 日の取組みに関するアンケート等の依頼があった場合は、監督職員が指定した期日までに提出すること。